

お知らせ

ベトナム社会主義共和国向けのワシントン条約附属書Ⅱ掲載種のヨシキリザメ等の サメ類の成分を含有する製品の輸出について

令和 6 年 6 月 28 日
経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)附属書Ⅱ掲載種であるヨシキリザメの成分を含有した製品をベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」という。)に輸出した際、ワシントン条約に基づく輸出許可書の「8. 貨物の詳細」欄に製品名のみを記入した貨物について輸入通関できない事案が発生しました。その際、ベトナムのワシントン条約管理当局からは、「8. 貨物の詳細」欄にサメの含有成分がサメのどの部位から抽出されたものを明記するよう要請がありました。

つきましては、今後、ベトナムに向けてヨシキリザメを含むサメ類の成分を含有する製品を輸出するため、外国為替及び外国貿易法に基づく輸出承認申請手続き等を行う際は、輸出承認申請書の「(5)商品内容明細」の「商品名」欄及びワシントン条約に基づく日本国許可・証明(申請)書の「8. 貨物の詳細」欄に、製品名だけでなく、含有物に使用されているサメ類の部位(サメの軟骨、皮、ヒレ等)も記入していただくようお願いいたします。

※記入例

・輸出承認申請書

「(5)商品内容明細」の「商品名」

COSMETICS products containing extracts from shark cartilage

(Prionace glauca)

<Content of Prionace glauca>

・ワシントン条約に基づく日本国輸出許可・証明(申請)書

「8. 貨物の詳細」

COSMETICS products containing extracts from shark cartilage

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723